

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

概要

(1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 入所者の人権の擁護等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対して研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。(第2条関係)

イ サテライト型養護老人ホームに生活相談員を置かないことができる場合として、当該施設に対する支援機能を有する養護老人ホームの生活相談員により、当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合を追加することとした。(第3条関係)

ウ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。(第13条、第23条、第28条関係)

エ 運営規程で定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を追加することとした。(第20条関係)

オ 全ての職員に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第21条関係)

カ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第21条関係)

キ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(第21条の2関係)

ク 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(第22条関係)

ケ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない

こととした。(第 23 条関係)

コ 事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。(第 28 条関係)

サ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等の措置を講じなければならぬこととした。(第 28 条の 2 関係)

シ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。(第 30 条関係)

(2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。